特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第１００１号
千葉市中央区市場町３番１号
清算株式会社　ＫＹ興業株式会社
代表清算人　山﨑　　諭
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日又は財産の換価が完了した日のいずれか遅い日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
千葉地方裁判所民事第４部

監 督 命 令

平成２４年（再）第１２号
大阪市中央区南船場２丁目５番８号、旧本店所在地大阪市阿倍野区阿倍野筋５丁目９番27号
再生債務者　吉野教育図書株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区北浜３丁目６番13号日土地淀屋橋ビル６階　弁護士法人淀屋橋・山上合同　弁護士　軸丸　欣哉
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成24年９月19日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第６号
札幌市南区石山二条３丁目14番１号
再生債務者　京田食品株式会社
代表者代表取締役　京田　浩明
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後２時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月12日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年11月16日から平成24年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再）第２号
山口県下関市生野町２丁目12番４号
再生債務者　有限会社冨田建設
代表者代表取締役　冨田　健二
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月26日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年11月６日から平成24年11月20日まで
山口地方裁判所下関支部

決議に付する決定

平成２４年（再）第１号
新潟県佐渡市小木町1950番地９、登記上の本店所在地新潟県佐渡市小木町1935番地11
再生債務者　小木観光株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成24年８月17日付け再生債務者提出の再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成24年10月19日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成24年10月５日
平成24年９月20日　新潟地方裁判所佐渡支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２０年（再）第６号
群馬県渋川市伊香保町伊香保106番地
再生債務者　株式会社轟ホテル
1　決議に付する変更計画案　平成24年８月21日付け再生債務者提出の変更再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成24年10月22日午前11時
⑵　会議の目的　変更再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成24年10月19日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成24年10月12日
平成24年９月20日　　前橋地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２３年（再）第９号
宮崎県西都市大字下三財3436番地
再生債務者　多田産業株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　書面等投票で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年９月20日　　宮崎地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２１年（再）第３号
千葉県船橋市栄町２丁目13番６号
再生債務者　セイコーミシン株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可決定確定後３年経過
平成24年９月20日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再）第１号
愛知県高浜市春日町６丁目５番地１
再生債務者　株式会社江坂商店
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定確定後３年の経過
平成24年９月21日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（再）第２号
愛知県稲沢市高御堂１丁目３番18号
再生債務者　東新住建株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定確定後３年の経過
平成24年９月20日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（再）第１０号
愛知県稲沢市高御堂１丁目８番18号
再生債務者　株式会社トスホーム
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定確定後３年の経過
平成24年９月20日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（再）第５号
兵庫県伊丹市東有岡２丁目10番地
再生債務者　ＭＺＤ株式会社（旧丸善電機株式会社）
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年９月20日
神戸地方裁判所第３民事部